

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十二第

行發日一月二十年五十正大

論叢

足利時代の通商貿易

教授 文學博士

三浦 周行

家屋税の本質

教授 法學博士

神戶 正雄

表定運賃論

教授 經濟學博士

小島 昌太郎

時論

英國労働黨の農政方針

教授 法學博士

河田 嗣郎

說苑

マックス・ウェバーの政策論の根本概念

講師 經濟學士

藤田 敬三

露西亞に於ける農政改革とその效果

經濟學士

吉川 秀造

雜錄

領主擁護の農民騷動

教授 經濟學士

黒 正 巖

民文に就きて

教授 法學博士

財部 靜治

美濃名森村の地割制度

教授 經濟學博士

木庄 榮治郎

サミュエル・ベイリー

講師 經濟學士

森 耕二 郎

最近の露國組合運動

和歌山高等商業教授 經濟學士

岩城 忠一

法令

健康保險法施行令・外國入土地法施行令

附錄

本誌第二十三卷總目錄

(禁轉載)

露西亞に於ける農業改革とその效果

吉川 秀造

一 緒 言

ロシアの土地制度は、一九〇六年の農業改革によつて多くの變化を遂げた。農業改革の經濟史的意義は極めて重要である。それは社會史的意義に於ける農奴解放と、政治史的意義に於ける憲法發布と同様に重要なものであり、この三者を併せて革命以前に於る三大劃期的改革と稱し得るであらう。前世紀後半以來ロシアに於て發達したる資本主義的精神は、漸く農業方面にも浸潤して來た。従來の中世的土地制度と、新興の資本主義的精神との間に介在して、ロシアの農業は大なる矛盾を感じ始めた。而してこの資本主義的精神に順應する爲には、農業改革は必須の要件であらねばならぬ。併し乍ら農業改革は單に經濟的理由に基いて、土地の生産力を増進するを目的としてのみ行はれしものではなく、その中には政治的の目的も多分に含まれてゐたものである。即ち政府は頻繁なる農民一揆の勃發に鑑み、従來のミルの制度が農民の團結に便宜多かりしを知つて、農業改革によりミルを廢して私有地を増加し、又密居村落を分割して散居的ならし

め、之を以てその専制政治の障壁たらしめんと企てしものである。而も農業改革の實施に當つて政府が斯の如き目的を包藏せし事は、この改革の經濟的效果をして充分なる成功を得せしめざりし一因を成すものと云ふべきであらう。

農業改革は首相ストルイピンの發した一九〇六年十月五日及十一月九日の勅令により、主として行はれた。農業改革は農民所有地増加策、共同地の私有化、耕地整理の三者を主たる内容とするものであるが、今此改革により、大革命に至る十年間に土地制度の上に如何なる變化を生ぜしやを視つて見やう。但ロシアに於る土地所有に關する大規模の調査は一八八七年及一九〇五年の兩回に行はれしのみにして、其以後は行はるゝ事なく、信據すべき總括的材料に乏しいのであつて、たゞ農業改革の直接の効果に關する調査と、農民銀行の事業に關する材料とを存するのみである。今此等の材料によつて其大略を述べれば次の如くである。

二 農民所有地の増加

改革の結果として、先第一に農民の所有地が著しく増加した。改革に於る農民所有地増加策は、國有地及御料地の拂下及農民銀行の土地賣却より成る。政府は國有地及御料地を年々農民に拂下げた。而てその代金の九五%は之を五十五ヶ年賦を以て回収し、殘部は即金にて徴收した。かくて一九一一年迄に、農民に拂下げられた國有地及御料地の面積は次表の如くである。(d. はデシアチンの略符。以下本稿に於ては凡てd.なる略符を用ふ)

	購買者數(人)	拂下面積(單位d.)	拂下價格(單位ルーブル)
一九〇七年	六二九三	九六六四	一一四九二三〇
一九〇八年	一二六六二	四五一一七三	四六三八六六三
一九〇九年	一八〇一四	一三九三五五	一五〇八三六六五
一九一〇年	一四七二八	八六五四一	七八二五四一五
一九一一年	五五九六	四八二七二	三八四五三〇七
計	五七二九三	三二九〇五	三二五四二八〇

而てこの購買者五七二九三人の内譯は次の如くである。²⁾

土地を所有せざる者	個人的購入	團體的購入	合 計
三d.以下の所有者	四二・四%	三・五%	一五・四%
三d.——六d.の所有者	二八・三%	一六・七%	二〇・三%
六d.——九d.の所有者	一八・六%	三三・二%	二八・七%
九d.——一五d.の所有者	七・三%	一九・〇%	一五・五%
一五d.以上の所有者	二・二%	一九・八%	一四・四%
	一・二%	七・八%	五・七%

次に農民銀行は一八八二年に創立せられたる政府直屬の金融機關であつて、農民に對する土地の賣却及資金の貸付等を主たる職務となせるものであるが、農業改革以後、政府の農民土地増加策に基いて大なる活躍をなした。今農民がこの銀行より購入せし土地は左の如き數に達した。³⁾

2) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 124

3) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 120

抵當權付賣却地(單位d.)

個人への賣却

共同地及農民
組合への賣却

(即時賣却地
單位d.)

合計

一九〇六年	一二四一	三八〇〇三	三九〇	三九六三四
一九〇七年	四五五九	一七五五八九	一〇六五一	一九〇七九九
一九〇八年	一二六〇四三	一九八九一三	六八〇一	三三一七五七
一九〇九年	四三二四八七	一一八八二〇	一一六七六	五六二九八三
一九一〇年(七月迄)	三三〇二三六	三一一一二	八六三八	三七一七八六
合計	八九六三六六	五六二四三七	三八一五六	一四九六九五九

右の中抵當權付賣却地と云ふは手付金の殘部の回收を確實にする爲め、賣却地に抵當權を附して賣却せしものである。

一九一二年一月に於ては、この土地は更に二六三七八五三d.に増加した。之に賣約の成立せし土地を合すれば、三五五一七〇三d.に達する。以上の如き農民銀行より購入せし土地が、農民間に如何に分布せられしかは次の表によつて明である。

購入者種別	購入者數		合計	百分比
	個人的購入者	共同團體(組合)團體購入者		
土地を所有せざるもの	一四五六五	七六九三	一一九九	二三四五七
一d.半以下の所有者	一一二三〇	四八三三	一六六四	一七七二七
一d.半—三d.の所有者	一〇〇四八	六〇一二	四〇七〇	二〇一三〇
三d.—六d.の所有者	九〇一八	八九四二	五八一	二二七七
合計	三三〇二三六	五六二四三七	三八一五六	一四九六九五九

說苑

露西亞に於ける農業改革とその效果

第二十三卷

(第六號 一一三)

九九三

4) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 121

5) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 123

六d. — 九d.の所有者	三三二一	四九二二	二四六五	一〇七〇七	一〇・一
九d. — 一五d.の所有者	二〇五二	三四五二	二二四六	七七五〇	七・三
一五d.以上の所有者	七三四	一二七〇	七五六	二七六〇	二・五
合 計	五〇九六八	三七一二三	一八二二一	一〇六三〇二	一〇〇・〇

即六d.以下の農民は全購入者の約八割である。之によつて見れば、農民銀行が政府の拂下方針と同様、如何に小農の設定を目的として活動せしかを認める事が出来、而もこの目的に關する限りに於ては、相當の效果を擧げ得し事をも認め得られる。

農民銀行が農民に賣却したるかゝる土地は、大部分貴族其他の地主が農民銀行に賣却せしものである。一九〇六年より一〇年迄に農民銀行が賣却の目的を以て獲得した土地五五二七〇九九d.の中、一二〇三〇二四d.は賣却を委託されし公有地であるが、其の殘部の中、三八四四七〇七d.は地主よりの購入地にして、全體の七割を占めてゐる。⁶⁾

農民銀行の手にある以上の土地の中、農民に賣却せられし以外の土地は、大部分は賣却の準備を整へて農民の購買を待てるものであり、殘部の一部分は森林等の不耕地であるが、他は農民に貸付けて長期、短期の小作を營み居りしものである。

地主は一九〇五年以後益々多くの土地を賣却した。一九〇五年より六年へかけて全露に亘つて勃發した農民一揆はその勢猛烈を極め、地主の土地、財産等の掠奪破壊は至る所に行はれ、都市に於る勞働者の革命運動と相俟つて、ロシアの社會的不安は極度に達した。⁷⁾かくて地主は之によつて蒙つた損失や將來に對する不安の爲に、續々としてその土地を手放すに至つたのである。試みに一九一一年に於る貴族所有地を見れば四三二〇萬d.(四七州)であつて、貴族の土地のみでも五

6) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 116

7) Mavor, an Economic History of Russia, Vol. II. Bk. V. Ch. VII.

8) Oganowskii, Ocherki po ekonomicheskoi geografii S. S. S. R., p. 103

年間に六七〇萬d.の減少である。而てかゝる地主の賣却地は、一部分は上述の如く農民銀行を通じて農民に賣却されしものであるが、この外又一部分は仲介業者の手を経て、又一部分は農業委員の取扱によつて、多くは皆農民の手に移りしものである。上述の期間内に農業委員の取扱つた農民、地主間の直接賣買のみにも一九六一五八一d.に達する。⁹⁾

以上の如くにして一九〇五年以後の農民の土地私有は、一は政府の政策により、他は社會的不安に基く地主の土地賣却により、益々増加せしものであるが、今連年の農民購入地（賣却地を控除して）の全量は概算次の如くである。¹⁰⁾

一九〇五年	四三七〇〇〇d.	一九〇八年	八八八〇〇〇d.
一九〇六年	六二三〇〇〇d.	一九〇九年	一四三八〇〇〇d.
一九〇七年	九八八〇〇〇d.	一九一〇年	一六六八〇〇〇d.
一九一一年	一三九七〇〇〇d.	一九一四年	六九九〇〇〇d.
一九一二年	九一七〇〇〇d.	一九一五年	三三九〇〇〇d.
一九一三年	九二四〇〇〇d.	一九一六年	一一八〇〇〇d.

一九一一年以後は、農民銀行を通じて農民が購入せる土地に就ての數字が存するのみであるが、その量は次の如くである。¹¹⁾

之によつて見れば、一九一一年以後農民の購入地は漸次減少したが、その原因は、一は地主の中土地の賣却を欲する者は既に漸次その賣却を終りて、自己の土地を自身經營せんとする大地主

9) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 118.

10) Oganowskii, 前掲書 106頁

11) Oganowskii, 前掲書 106頁

のみが残りし事と、他は歐洲大戦争による農村の疲弊とに歸する事が出来るであらう。

斯の如くにして一九〇五年以後革命迄に於て、農民は一千萬d.以上の土地を購入したのであるが、尙オガノフスキー教授の計算によれば、一九一一年以後農民は農民銀行による以外に約その二割を直接に購入せしとの事なるが故に、合計約一三六萬d.を獲得したものと認める事を得、一九〇五年の現在と合して約三六〇〇萬d.の土地は、革命以前に於て農民の所有に屬せしものである。

三 農民用益地の増加

次に之を土地使用の上より見る時は、農民は此等の自己の所有地及共同地を自作又は小作により用益せし以外に、國家及地主の土地の小作を營みし事は勿論であるが、その數字は一九〇五年以後材料の欠けてゐる爲に正確なるものを擧げ得ざるも、大體に於て前時期と大なる變化を見ざりしものと思はれる。たゞ當期に入つて政府の農民土地増加策の結果として、小作に於ても國有地の貸與のみは著しき増加を認める事が出来る。今一九〇七年より一一年迄に、農業委員によつて農民に貸與せられし國有地は次の如くである。

一九〇七年.....	八五三三三d.	一九一〇年.....	一二八七四〇五d.
一九〇八年.....	七四五一二二d.	一九一一年.....	七五七四一〇d.
一九〇九年.....	八八八五一五d.	合 計.....	四五三一六八三d.

12) Oganowskii, 前掲書 106頁

13) 本誌第二三卷第三號、拙稿一二〇頁參照

1) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 125

前期に於ても農民に貸與せられし公有地の多く存せし事は已に述べたる如くであるが、かゝる公有地は一旦ミル又は農民團體に一括して貸與せられ、農民はかゝる團體より更に分割配布されしものなるが故に、その分布状態は、富農は比較的多くの分割を受け、貧農はかゝる小作地すら満足なる程度に借用するを得ざりしものである。然るに當期に於る國有地は農業委員の手により、直接農民に對して、その必要の程度に應じて貸與せられしものであつて、此點に於ても亦農業改革に於る政府の小農設置の方針を認める事が出来るのである。

尙此外に農民銀行所有地の多くは農民の小作に委ねられ居りし事前述べの如くであり、結局一六一年に於る歐露耕地の用益上に於ける分布は次の如き状態であつた。²⁾

非黒土地帶	農民耕作地		地主耕作地	
	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
バルチック海地方	七六・一%	二三・九%		
白 露 地 方	九〇・八%	九・二%		
湖 沼 地 方	八九・五%	一〇・五%		
中央工業地方	九五・一%	四・九%		
北 方 地 方	九六・一%	三・九%		
ウラル地方	九九・七%	〇・三%		
西 南 地 方	七四・八%	二五・二%		
小 露 地 方	八六・七%	一三・三%		
黒土地帶	九三・五%	六・五%		
中央農業地方				

説 施 露西亞に於ける農業改革とその效果

第二十三卷 (第六號 一一七) 九九七

2) 本誌第二十三卷第三號、拙稿一八頁以下
 3) Oganowskii, 前掲書 108頁

中部ツオルガ地方	八七・九%	一一・一%
新露地地方	八六・五%	一三・五%
下ツオルガ地方	九三・八%	六・二%
以上平均	八九・一%	一〇・九%

今この表によつて認め得らるゝ事は、土地使用の點より見れば、革命以前に於て已に全歐露の耕地はその約九割迄農民の占有する所なりし事、及び農民人口の稠密なる農業地方に於て殊に農民の土地使用の割合が大なる事之である。而てこの事は即ち、革命によつて新に農民の手に移りし土地の比較的重要ならざる事を示すと同時に、革命後に於る土地整理及農業經營法の改革が殊に重大なる意義を有すべきものなる事を示すものである。

四 共同地の私有化

農業改革の第二の方面は共同地の私有化である。資本主義の發達と共に、ロシアの原始的農業は集約的農業に移る必要に直面した。ロシアの傳統的土地使用制度たるミルの制度は、土地の平等なる分配をその主たる特徴となす事を認め得るが、ミルのかゝる特徴は、他面に於て農業の集約的經營を妨げるものなる事は明である。かくて今世紀に入るに及んでミルに關する問題は頓にその重要を加へ、當時に於る社會思想の中、保守主義を奉ずる者はミルの破壊、土地の私有化を唱へ、之に反して國民主義者等は之が存續を主張した。之と共に又農民自身の間に於ても、ミル

に關してこの兩様の主張が相對峙して行はれ、此傾向は一九〇六年二月モスコに開かれた農民大會に於て最も具體的に表はれたのである。かくて保守派の首領ストルイビンによつて行はれた農業改革は、當然ミルの廢止及土地私有の獎勵をその重要な一方而としたのである。農民は一九〇六年十一月九日の勅令により、任意にミルを脱退する事を得、從來の割宛地は其儘自己の私有地となす事を得た。之と共に又ミル自身もその構成員の多數決を以てミルを解體し、その共同地を私有地となす事を得た。¹⁾オガノフスキー教授に従へば、この勅令によつて自發的に共同地を私有地とした總戸數は、一九一六年迄に二百萬八千戸に達した。ウイート・クヌードセンに従へば、一九一二年迄に私有化せしもの一八〇萬戸、一一〇〇萬d.である。³⁾然るに一九一〇年六月四日の法律により、約一四五萬七千戸が私有地保障證書を得たるが故に、之と合すれば二四六萬五千戸が事實上私有地を獲得した事になる。尙一九一〇年の法律は、一村の中一戸でも保障書を得た者がある場合には、その村は私有制に移りしものと見做したが、かゝる村の戸數は保障書を得し者を除いて一六九萬八千戸ありしが故に、表面上に於ては一九一六年迄に四一六萬三千戸が土地を私有化せしものと稱せられたのである。而て同年迄に於て共同耕作を廢せしもの及之を維持せしもの、總戸數は約千四十萬戸なりし故、結局共同耕作制度を保持する戸數は七九三萬五千戸(表面上には六二〇萬戸)であつた。⁵⁾今ミルを脱退して割宛地を私有地となせし戸數の逐年數を示せば次の如くである。

1) 詳細は Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 95 以下
 2) Oganowskii, 前掲書 119頁
 3) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 96.
 4) Oganowskii, 前掲書 119頁
 5) Oganowskii, 前掲書 119頁

説苑 露西亞に於ける農業改革とその效果

第二十三卷 (第六號 一二〇) 一〇〇〇

一九〇七年	四八三〇〇	一九一一年	三一二九〇〇
一九〇八年	五〇八三〇〇	一九一二年	二三一〇〇〇
一九〇九年	五七九四〇〇	一九一三年	二三二四〇〇
一九一〇年	三五〇四〇〇	一九一四年	一六三二〇〇

佐野學氏は「露西亞經濟史研究」(六〇八頁)に於て、共同地の私有地に轉じたものは一九〇七年乃至一九一一年に於て合計五二三四〇八人にして、其土地五二五八一七〇d.なりとせられてゐる。之は氏が後に述ぶる所の個別的な土地整理の數字を以て、直に「共有地より私有地に轉ぜしもの」數字(六〇七頁)なりと解せられたるに基くものであるが、この二者を同一視するは誤であらう。個別的な土地整理は「共有地より私有地に轉ぜしもの」の中に、その土地の整理を申請した者に對して行はれしものと解するを至當となすべきであらうと思ふ。事實に於てこの兩者の數の間には大なる差異が存するのであつて、私有化されたる土地の面積は、極めて大體の推算を以てするも、一九一六年迄には少くとも一五〇〇萬d.に達するのである。

以上述ぶる所によつて明なる如く、共同地の私有化が政府の極端なる獎勵策により、短日月の間にかゝる大なる數に達せし事は、大なる成功と稱せられてゐるのであるが、而も之を全體に比較すれば僅に二三・七%の家族が土地を私有化せしに過ぎない。政府のかゝる人爲的熱狂的なる獎勵の結果にして、尙且つ其四分の一をも私有化せしめ得ざりし事は、ミル制度が農民間に如何に深き根柢を有し、且之が存続を欲する思想の如何に有力なりしやを語るに足るものである。

五 耕地整理

農業改革の第三の方面は耕地整理である。ロシアの農民が過去數世紀に亘り、社會上經濟上極

めて悲惨なる狀況に呻吟せし事は普く知らるゝ所であるが、今その社會的、政治的原因は暫く措くも、その經濟的原因の最も重なるものは、農業生産方法の不完全と耕地の缺乏とにあつた事は明である。一九〇六年の農業改革は之が匡正を目的として行はれしものであつて、その中後者に對する救濟策としては前述の農民主地増加策が企てられ、前者に對する政策は所謂耕地整理であつて、その主なる方面は第一にミル制度の廢止であり、第二には主として遠隔耕地（耕地と住居との隔離）の除去であつた。先づ前者に就て見るに、ミルに於る共同耕作制度は必然的に交錯圃及強制耕作を伴ひ、又土地の集約的經營を妨げるものであり、此等のものは何れも皆土地の生産力を阻害する事の甚しいものである。而てかゝるミル制度の廢止に就ては又必然的に土地所有權の問題を伴ふ事は明であつて、此點に關する施設に就ては上に述べし所の如くである。併し共同地を廢して私有地に轉せしのみにては、それは單なる所有權の問題に過ぎずして、未だ農業生産力の進歩を充分に期待する事は出来ない。此に於て耕地整理によつて、同一人に屬する數多の持地を一所に集合し、以て交錯圃及之に伴ふ強制耕作を除去する事が必要となる。蓋し「農業經濟の進歩に對する最も恐るべき桎梏は法律的なる所有形式には非ずして、割宛地内に於る持地の交錯であり、而もかゝる桎梏は共同所有に於ても又個人所有に於ても、殆んど同様に感ぜられる」からである。故に今以下に於て先づ改革前に於る交錯圃及遠隔耕地の狀態を述べ、次に之に對する耕地整理の經過を簡單に述べることとする。

ロシアに於て交錯圃の普く存在せし原因は、三圃農法の採用、土地の地理的、自然的條件等、

々種ありと雖も、その根本的なるはミル制度の存在である。元來ミルの土地割宛方法は、共同地を地味の相等しき部分に細分して、之を農民に平等に配布せんとするものであるから、必然的に一農民の割當地が數個の持地に分れて各所に散在し、従つてその個々の持地は極めて細小となり、更に其形狀が極めて亂雜となる。之れ所謂交錯圃の特質であるが、かゝる交錯圃が農業生産力を阻害する事の甚しきは言ふ迄もなき所である。ロシアに於てはかゝる交錯圃は、共同地内に於ては勿論、私有地地方に於ても亦等しく存在せしものであるが、その如何に甚しかりしかは次の表を見るも明であらう。之は整理前の歐露各地方に於る十二縣の調査を基礎としてベルシン教授の作成せしものであつて、種々の持地數を有する農家の分布の割合を示すものである。

	一戸の有する持地の數	西北地方	北部地方	中部地方	南部及東南部地方
一個の持地を有する農家	一・四%	—	—	〇・九%	〇・三%
二個の持地を有する農家	〇・〇%	—	—	〇・七%	〇・六%
三個の持地を有する農家	〇・一%	—	—	五・五%	一・九%
四—五個の持地を有する農家	〇・二%	—	—	六・六%	二六・八%
六—一〇個の持地を有する農家	二・〇%	—	—	一〇・八%	四九・三%
一一—二〇個の持地を有する農家	一〇・五%	一・四%	—	二七・八%	一六・七%
二一—四〇個の持地を有する農家	三二・九%	二四・三%	—	三三・九%	四・一%
四一—六〇個の持地を有する農家	二五・六%	三六・七%	—	八・〇%	〇・二%
六一—一〇〇個の持地を有する農家	一九・六%	一七・五%	—	五・九%	〇・〇%

一〇〇個以上の持地を有する農家 七・七% 〇・七% 一・〇% 〇・一%

(註) この表には遺算或は數字の誤植あるもの如くなれども暫くそのまゝを掲ぐ。

この表に於て認めらるゝ事は、持地の交錯なる現象が地方によつて著しき差異ある事である。一般に交錯圃の程度の甚しき事は驚くべき程であるが、北部及西北部に於て殊にその然るを見るのである。之は主としてこの地方の地理的自然的環境の影響に基くものと思はれる。

次にロシアの農村組織が多く密居制なりし結果、農民の住居と其耕地との距離は極めて大なるが普通であつた。この傾向はミルによる土地の割宛の爲に益々助長された。而も村落が大なれば大なる程益々その共同地は大に、従つて住居より距る耕地の距離は益々大となる。次の二表は明にこの事實を示すものである。(一露里は三五〇〇呎、約九町四七間弱)

一、クルスカヤ州に於る調査

住居と最遠持地との距離

一〇〇戸以下の村落	三露里以下	三一五露里	五一〇露里	一〇露里以上
	六五・〇%	一〇・〇%	一六・〇%	九・〇%
一〇〇戸以上の村落	二〇・六%	二〇・六%	三八・二%	二〇・六%

二、ウオロネジュスカヤ州ザドンスキト縣に於る耕地整理後の調査

住居と最遠持地との距離

五〇戸以下の村落	三露里以下	三一五露里	五露里以上
	八四・一%	一二・七%	三・二%

説苑 露西亞に於ける農業改革とその効果

第二十三卷 (第六號 一二三) 一〇〇三

五〇戸—一〇〇戸の村落	四六・〇%	四三・二%	一〇・八%
一〇〇戸—三〇〇戸の村落	一八・二%	四一・八%	四〇・〇%
三〇〇戸以上の村落	四・八%	一四・三%	八〇・九%

勿論この遠隔耕地の程度は地方により大なる差異あり、東南地方の如く大村落多き地方にては、持地の遠端迄三〇—四〇露里に達するもの珍しからず、中部地方に於てすら六露里以上のものが過半数を占める地方もあつた。概して黒土地帯に於てこの傾向は強く現はれてゐた。而もロシアに於ては耕地の距離が住居より三露里なる場合に於て、その地の生産力は全く相殺されると云ふ。

以上が改革前に於る状態であるが、然らば今改革に際してかゝる弊害の除去の爲に如何なる整理方法が採用せられしかを見るに、先づ之を其對象の上より區別すれば、集團的整理と個別的整理となす事を得る。前者は共同耕作制度を保持する村落に於る共同地間の整理にして、後者は即ち共同耕作制度を廢したる村落の土地、個人的にミルを脱退せる農民の舊割宛地、及農民の以前よりの私有地の整理を稱するものである。今かゝる方面より見たる整理の結果（一九〇七—一九一一年）は左表の如くである。

整理準備中のもの				整理完了のもの				
村落數	戸數	面積(d)	村落數	戸數	面積(d)	村落數	戸數	面積(d)
六三三	六三三	五五五九三	七二七	五四六三	四七九四	五九四	三六六三	二六〇六六

以上の中農民の承認を得るもの

4) Oganowskii, 前掲書 121頁

5) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 101, 及 S. 104.

6) Wieth-Knudsen, a. a. O. S. 102 及 S. 105 によりて計算す。

個別的整理	一七三	六五五	七三三	三六五	六六二	三九六〇	一九五	五三〇八	五九七〇
合 計	三六五	三三三	二二〇	三〇一	一四〇	一〇四九	五三	六二〇〇	六六〇九

耕地整理は主として右の五ヶ年間に多く行はれしものであるが、之が實行に際して、前述の如き耕地の極端なる亂雜に加ふるに、大多數の農民の無智にして此事業に對して何等の理解をも有せざりし事は、大なる障害を成せしものなるが、此等種々の障害を排して以上の如き成績を收め得た事は、兎も角も大なる成功と云はねばならぬ。

更にロシアの耕地整理をその體様の上より見る時は、大略フトール (Otrub)、アトループ (Orub)、村落の分離、コンマサーチャ (Kommazajja, Kommazation) に分つ事を得る。フトールとは一農家に屬する多くの散在せる持地を集めて一區域の耕地となし、其耕地内に之を所有する農民の住居を置くものである。之は耕地整理の中最も徹底的且合理的なるものであつて、常に遠隔耕地を消滅せしめるのみならず、又交錯圃をも除き得るものであるが、併し多くの地方に於て實行極めて困難である。蓋し之が實行の爲には村落を全く分裂せしめて、一村の農家を各所有耕地内に移植せざるべからざる必要あるのみならず、又地下水の多く存する事、牧草地の存する事、道路の便多き事、耕地の廣さが一定以上の大きさを有すべき事、集約的農業の行はるべき事等、種々の經濟的及自然的條件を必要とする故である。而て之等の諸條件を充し得る土地はロシアに於ても多くはなく、結局全土のフトール化は行はれ得べからざる事であつた。第二のアトループは之に反して耕地と住居とは分離し、住居は普通に村落内に聚合して、持地のみを一ヶ所に整理す

るものであり、第三の形體は一の大村落を數箇の小村落に分解するものにして、かゝる方法の中最も普通なるは村落を分解せし後、住居は各小村落内に存し、一戸當りの耕地を成可く一乃至三箇のアトループに整理するものである。之れ所謂アトループ式村落分離であるが、一九〇七年の整理に於ては多く閑却せられしもの如くである。此等の二方法によるも、交錯圃は或程度迄除去せられ、且住居耕地間の距離は著しく短縮せらるゝものであつて、フトール化の行はれ難き地方に於ては極めて有效なる整理法である。第四の形式は比較的濫和なるものにして、即ち同一人の有する持地の數を出来る丈減少し、且その形狀をもなるべく規則的ならしめるものである。之はロシアへ移入以前に於て廣く歐洲諸國の耕地整理に行はれしものである。

今整理後に於るかゝる諸様式の分布を見るに、最も廣く行はれしはフトール及アトループ、就中後者である。元來耕地整理の實施に當つては、以上述ぶるが如き諸様式は各地方の状況に應じて、夫々その選擇を異にせざるべからざる事は明であるにも拘らず、ストルイピンは已に述べし如き政治上の目的よりして、唯一種の整理方法即フトールをロシア全土に施さん事を希望したのである。併し乍ら彼の希望が充分に充され得ざりしは勿論であつて、結果に於てはフトール化は多くの地方に於て大なる障害に遭遇して、單に西北部に於て多く行はれしに止り、多數の地方に於てはアトループの形式が要求せられ、政府自身も中途にして之が獎勵に轉せざるを得ざるに至つたのである。今ペルシン教授の研究によれば、⁸⁾一九〇七年より一九一六年迄十年間の個別的整理の結果は、フトール及アトループの形式を採れる農家數は合して一三〇一二五五戸にして、此

8) Pershin, Sbornik o zemle, No. 1. 1922, p. 60.

土地一二七七七一〇八d.であるが、この他に二二三七四七d.の土地が一五五〇五戸のフトール及アトループ農に對して拂下げられ、又同様の農家二七九八六五戸に對して、三〇二〇〇六二d.の土地が農民銀行より賣却せられたるが故に、此兩形式の農家は合して一五九六六二五戸であり、その土地は一六〇二〇九一七d.にして、全農家數の約一〇・五%である。而て今その分布状態を見るに、之等兩種の方法の主として行はれしは歐露五十州中十七州にして、就中西北部(白露地方及湖沼地方)の一五乃至二九%と、南部及東南部(小露の一部及新露地方)の二三乃至三一%が最も盛であつた。而し此等の地方に於る兩形式の分布の割合には大なる差異あるべき筈であるが、土地整理委員會の發表は前掲の表の如く此兩者を混合して、單に個別的整理の項に入れて居るが故に、その分布の割合を知るを得ないのであつて、たゞ農民銀行の報告により、銀行を通じて農民の所有に移つた土地に就てのみ之を見る事を得るのみである。故に暫く此銀行賣却地に就て、其分布の百分比を見れば次表の如くである。

非黒土地帶		「フトール」への賣却	「アトループ」への賣却
白	露地地方	七五・七%	二四・三%
湖	沼地地方	六五・九%	三四・一%
中央工業地方		六六・七%	三三・三%
ウラル地方		二七・九%	七二・一%
西南部地方		四八・三%	五一・七%
小露地方		三二・五%	六七・五%

説苑 露西亞に於ける農業改革とその效果

第二十三卷 (第六號 一二七) 一〇〇七

黒土地帯	
中央農業地方	三三・九%
中ゾオルガ地方	一〇・八%
新露地方	二〇・五%
下ゾオルガ地方	九・〇%
平均	三九・一%
	六〇・九%

之によつて見るも、フトール化はたゞ非黒土地帯の西部に於てのみ盛であつて、他の凡ての地方に於てはアトループが優勢であり、而も東の地方程益々その割合が大なる事が認められる。この事は即ち各地方の自然的及經濟的環境に應じて整理の方法を異にせざるべからざる事を示すものにして、事實フトールの發達に對する障害は東南部地方に於て著しかりしのみならず、又中部地方及北部地方の一部に於ても同様であつた。即此等の地方は何れも前述の如きフトール發達の爲の諸條件に缺け、就中中部地方に於ては、農民以外の階級の所有地が農民の耕地の間に介在せし事も亦この分布を妨げる一原因となつた。又北部地方に於ては道路に乏しき事及森林地帯多くして其開拓に大なる資力と勞力とを要する事は、他面に於てフトール發達に對する其他の好都合なる條件を具ふるにも拘らず、尙フトールの發達せざる原因をなせしものである。¹⁰⁾斯くてフトールは革命前に於ては、主として之が發達に適する諸條件を具へし西北部に於て發達したのである。之に反してアトループは他の地方殊に中央農業地方、南部及東南地方に於て發達せしものであるが、而もこの形式が其本質上、フトールに比して農業上の障害殊に遠隔耕地の除去に對する效果

は相對的に止り、之を徹底的に解決し得ざりしは當然である。更に又此形式にあつては、牧草地の不充分なる爲め家族の分裂或は土地所有權の移動に従つて絶えず整理し直す必要あるを慮つて、大多數のアトループは牧場、牧草地、山林等を共有地として保存したるが故に、土地の私有化も完全に行はれざりしものと解する事が出来るであらう¹¹⁾。今交錯圃及遠隔耕地の方面より見たる耕地整理の成績は次の二表によつて推測し得られるが、之によつてもアトループがフトールに比して其實行に容易なる丈け、又其効果も不徹底なりし事を知り得るであらう。

一、持地の數による農家分布の百分比——十二縣の調査

一戸當りの持地數	西北地方	中部地方	北部地方	南部及東南部地方
一	四〇・一%	四一・〇%	二九・七%	三・一%
二	四二・一%	四八・八%	三三・九%	五八・六%
三	一三・七%	一〇・二%	二二・一%	二七・三%
四—五	三・八%	—	一四・三%	一〇・〇%
六—一〇	〇・三%	—	—	一・〇%

二、住居耕地間の距離による農家分布の百分比

住居耕地間の距離	西北地方	南部及東南部地方
一露里以下	八九・〇%	一五・八%
一—三露里	八・五%	二五・〇%

說苑

鏗西亞に於ける農業改革とその效果

11) Oganowski, 前掲書 128頁
 12) Oganowski, 前掲書 127頁及128頁

三—五露里	〇・八%	三二・二%
五露里以上	一・七%	二七・〇%

尙此時の耕地整理に於ては、政府は以上兩種の形式の普及に熟するの餘り、他の諸形式即ち村落分離及コンマサーチャに對しては殆ど多くの努力を拂はなかつた。たゞ地方によつては、農民自身が自發的に整理委員を促して此等の方法を採用せしに止つた。即ち中部地方及東南地方等に於ては、かゝる形式の方が一層よくその自然的條件に適應するものであり、又アトループを採用するに就ても先づ大村落を分離するに非れば不可能なる事情も存せしを以て、此等の地方に於てはアトループと共に、此等の諸形式が多少行はれしものと思はれる。而て此等の形式は革命後に於る土地整理に於て、廣く採用せらるゝ事となつたのである。

五 結 言

之を要するに一九〇七年の農業改革なるものは、之が局に當る者が貴族、地主の利害を代表する保守主義者であり、従つてその計劃が先以て地主階級の利益を考慮して行はれ、且その中には前述の如き政治上の目的が多分に混入せし事は、其計劃が極めて大規模に行はれ、且外見に表れる成績は莫大なる數字を示すけれども、實際上農民生活の向上が之に伴ふを得しやの點に至つては大なる疑問にして、寧ろ其逆であると云はなければならぬ。例へば農民の私有地に就て見るも、農民が眞實土地の缺乏を感じつゝある地方に於ては、地價高くして到底小農の手に入り難

く、農民銀行を通じて農民に譲渡せられし土地は多く人口稀薄なる僻陬地方に存するものであつた。¹⁾ 又農民の用益地に就ても、その地代は高くして而も土地の生産力は低く、收支償はざるものが大多數であつた。²⁾ 而て斯の如き理由により、一旦私有地と化した土地も再び之を賣却するの已むなきに立至る農民も亦多く存したるは怪しむに足らぬ所である。殊に又耕地整理に際しても、政府の目的は生産力の増進を計る方面に偏して、他方農民に對する土地の缺乏は依然として存在し、而もこの生産力の發展を目的として行はれし耕地整理も餘りに理想に走せて、個々の地方の狀態及農民の意思には大なる考慮を費さずして行はれた爲に、その效果の多くを滅殺した。斯て此著しく人爲的なるストルイピンの耕地整理は未だ充分なる効果を齎す事を得ざる内に、忽ち大革命によつて一掃せられたつたのである。

1) Mavor, An Economic History of Russia, Vol. II. p. 349
2) 同上, p. 351—p. 356.